

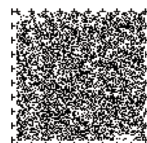
杉並区環境基本計画

令和4～12年度（2022～2030年度）

概要版



杉並区
SUGINAMI CITY



杉並区は2050年ゼロカーボンシティを目指します。

今、世界では、地球温暖化の影響により、干ばつや豪雨、台風などが強大化し、大規模な自然災害が発生しています。また、自然生態系の変化や猛暑による熱中症被害など、温暖化の脅威は決して私達から遠い世界の話ではなく、一人ひとりの暮らしや命にかかわる身近な問題となっています。

杉並区は、これまでも、再生可能エネルギーの活用や省エネ対策の推進を図るなど、地球温暖化防止に資する取組を進めてきました。また、自然災害等に対応するための防災、減災対策やみどりの保全など、区民の暮らしを守る取組を多面的に展開してきました。

一方で、温暖化は急速に進行しており、今後も自然災害の更なる頻発化、激甚化が危惧されています。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、これまで以上の取組が求められる喫緊の課題となっています。

そこで、杉並区は、令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことをここに表明し、区民や事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に向けた取組を強力に進めます。

温暖化の進行を食い止め、良質な住宅都市として発展してきた杉並区の環境を将来世代に引き継いでいくため、全力で取り組んでいきます。

**杉並区は
2050年ゼロカーボンシティを
目指します。**

～杉並区ゼロカーボンシティ宣言～

今、世界では、地球温暖化の影響により、干ばつや豪雨、台風などが強大化し、大規模な自然災害が発生しています。また、自然生態系の変化や猛暑による熱中症被害など、温暖化の脅威は決して私達から遠い世界の話ではなく、一人ひとりの暮らしや命にかかわる身近な問題となっています。

杉並区は、これまでも、再生可能エネルギーの活用や省エネ対策の推進を図るなど、地球温暖化防止に資する取組を進めてきました。また、自然災害等に対応するための防災、減災対策やみどりの保全など、区民の暮らしを守る取組を多面的に展開してきました。

一方で、温暖化は急速に進行しており、今後も自然災害の更なる頻発化、激甚化が危惧されています。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、これまで以上の取組が求められる喫緊の課題となっています。

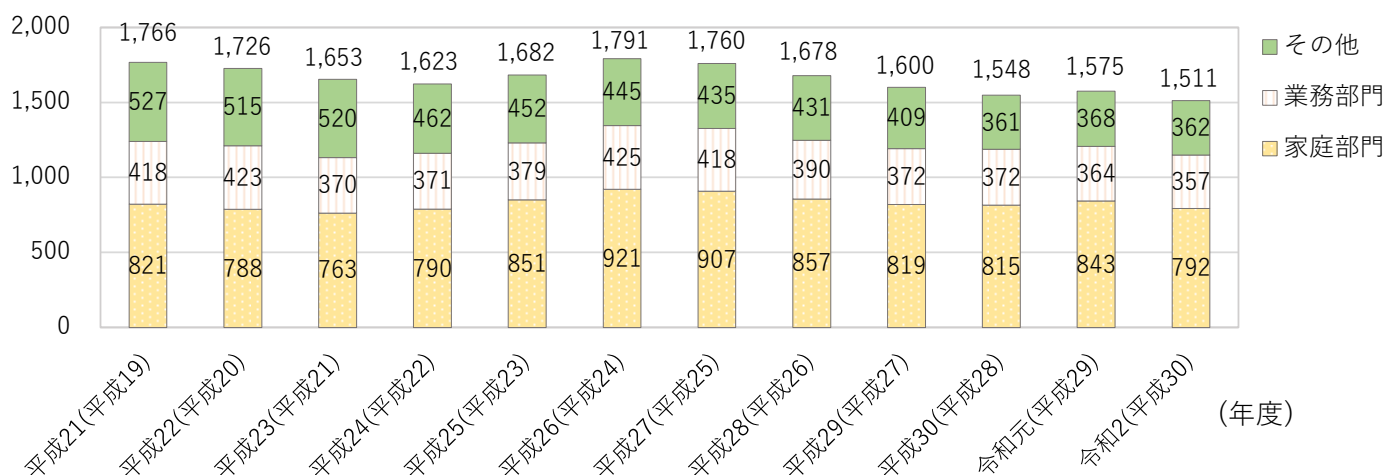
そこで、杉並区は、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことをここに表明し、区民や事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に向けた取組を強力に進めます。

温暖化の進行を食い止め、良質な住宅都市として発展してきた杉並区の環境を将来世代に引き継いでいくため、全力で取り組んでいきます。

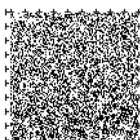
杉並区における二酸化炭素排出量の現状

現状では杉並区のCO₂排出量は、約5割が家庭部門からの排出となっていることから、これを削減するため、脱炭素社会の実現に向けた区民のライフスタイルの変革が求められます。その変革を促すためにもCO₂の削減や省エネルギーについて、区民により分かりやすく見える化を図り、周知していくことが必要です。

単位：千t-CO₂



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定



環境基本計画とは

杉並区環境基本計画は、杉並区環境基本条例第9条に基づき地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくための計画であり、区民、事業者等が取り組むべき項目を示した環境配慮行動指針を包含したものとなっています。

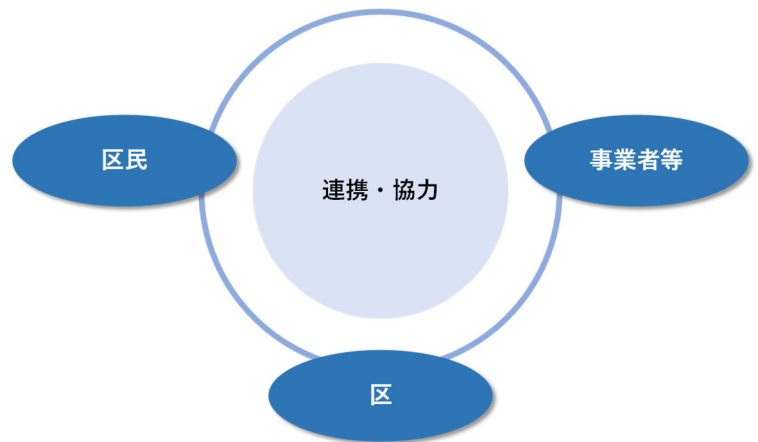
計画の期間

本計画の期間は、杉並区総合計画の計画期間との整合を図り令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までとします。

取組の主体

環境を取り巻く課題の解決には、行政だけでなく、区民、事業者等がそれぞれの役割と責任を分かち合い、主体的に取組を進めていくことが不可欠です。特に地球温暖化対策の取組の推進は、生活様式の見直しを含めた多くの区民の理解と協力が必要となります。

そのため本計画は、区が取り組むべき環境施策を示す行政計画であると同時に区、区民、事業者等がそれぞれに行動すべき指針を示すものとします。



計画の進行管理

計画の推進を図るには、目標達成に向けた取組の進捗状況を定期的に点検・評価し、適切な見直しを行っていくことが重要です。

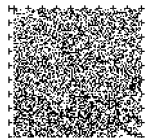
区は、本計画の目標の達成状況や各事業の進捗状況を把握し、評価するとともに、「杉並区環境白書」としてまとめ、公表しています。その評価結果に基づき、既存事業の見直し、新規事業の検討、目標の見直しなど、適切に行ってまいります。

環境基本計画の全体目標

「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」

杉並区基本構想では、8つの分野で将来像を掲げており、「環境・みどり」分野では、「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」としています。

杉並区環境基本計画は、杉並区基本構想が掲げる将来像を実現するための分野別計画であることから、この将来像を本計画における全体目標とし、その実現を目指します。



体系図

杉並区 基本構想

「杉並区が目指すまちの姿」

「みどり豊かな住まいのみやこ」

分野ごとの将来像
(環境基本計画の全体目標)

気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

基本目標

基本目標Ⅰ

気候危機によるリスクを低減する脱炭素のまちをつくる

(1)地球温暖化防止を図る「緩和」の取組

(2)気候変動に適応した取組

基本目標Ⅱ

資源を大切にす
まちをつくる

(1)ごみ・資源の発生抑制の推進

(2)更なる資源化の推進

(3)ごみの排出マナーの向上と良好な集積所環境の確保

(4)区民、事業者等との協働

(5)多様な媒体を活用した啓発活動の充実

基本目標Ⅲ

自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる

(1)みどりの保全への取組

(2)みどりの創出への取組

(3)みどりの質向上への取組
(生物多様性の確保等)

基本目標Ⅳ

区民の健康と生活環境が守られる快適なまちをつくる

(1)美しく清潔なまちへの取組

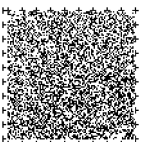
(2)環境汚染リスクの管理
(公害対策への取組)

基本目標Ⅴ

誰もが環境問題や自然との共生について学び、一人ひとりが行動できるまちをつくる

(1)環境教育、環境学習の取組

(2)環境活動の協働の取組



基本目標 I

気候危機によるリスクを低減する脱炭素のまちをつくる

地球の温暖化を防ぐため、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する取組の一層の推進を図ります。また、環境施策の推進を通じて、区として 2050 年ゼロカーボンシティを目指し、まずは令和 12(2030)年度温室効果ガス排出量を、平成 12(2000)年度比で 50%削減するカーボンハーフを目標に設定します。

指標の現状と目標値

区内の温室効果ガス排出量を平成 12(2000)年度比で、令和 12(2030)年度までに 50%減らします。

区内の二酸化炭素排出量を平成 12(2000)年度比で、令和 12(2030)年度までに 50%減らします。

区内の太陽光発電(設備)導入容量を、3.8 万 kW まで増やします。

エネルギー消費量を平成 12(2000)年度比で、令和 12(2030)年度までに 50%減らします。

主な取組

- ◆ 再生可能エネルギー等導入助成
- ◆ 電気自動車用充電設備導入助成
- ◆ すぎなみエコチャレンジ事業の創設
- ◆ 水害対策の推進
- ◆ ヒートアイランド対策の推進



環境ロビー展
「地球温暖化って何だろう？」
パネル



わが家の水害ハザードマップ

コラム プラスチックに関する問題と取組

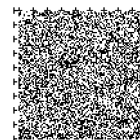
プラスチック製品は、加工しやすく丈夫で安価なため、私たちの生活の中で大量に使われています。一方で、プラスチック製品の生産・流通(消費)・焼却の過程におけるCO₂排出問題、海洋に流出する廃プラスチック類による、海洋の環境や生態系への影響が懸念されています。

こうした問題やプラスチック資源循環の重要性の高まりを受け、国内において、令和4(2022)年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計から廃プラの処理までに関わる、あらゆる主体による資源の循環等の取組が促進されるようになりました。

杉並区では、容器包装プラスチックの分別収集・資源化に取り組んでいますが、今後も国等の動向を踏まえ、適宜見直しを行いながら、更なるプラスチック削減に向けて取組を推進していきます。



捨てられた漁網にからまったウミガメ
(環境省平成 29(2017)年度漂着ごみ対策総合検討業務より引用)



基本目標II

資源を大切にすまちをつくる

ごみ・資源の発生抑制と資源化を図ることは、資源枯渇の防止、地球温暖化対策やごみの最終処分場の延命化につながる重要な取組です。区民、事業者等と一体となって資源循環型社会の実現に向けた取組を進めます。

指標の現状と目標値

ごみ・資源総排出量指数を 85.0 まで減らします。

区民一人 1 日当たりのごみ排出量を 410 g まで減らします。

可燃ごみに含まれる生ごみの量を 29,900 t まで減らします。

主な取組

- ◆ 食品ロスの削減
- ◆ ワンウェイプラスチックの削減の取組
- ◆ ごみの発生抑制に向けた普及啓発の推進
- ◆ 区施設からのごみの排出抑制



フードドライブ



集まった食品と提供先の子ども食堂の様子

基本目標III

自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる

みどりや水辺など自然環境の保全・創出については、地球温暖化対策となる二酸化炭素吸収という視点からも、重要な取組です。杉並区の特徴である、みどりや水辺などの豊かな自然環境を区民・事業者等と協力して守り、創り、育てることにより、区民共通の財産として将来世代に引き継いでいきます。

指標の現状と目標値

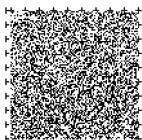
区の緑被率を 23% まで増やします。

区民一人当たりの公園面積を 2.47 m²/人まで増やします。

みどりの豊かさに満足する区民の割合を 90% まで増やします。

主な取組

- ◆ 樹木、樹林地の保全
- ◆ 身近なみどりのネットワークづくり
- ◆ 区立施設の緑化推進
- ◆ 生き物生息場所の保全



基本目標Ⅳ

区民の健康と生活環境が守られる快適なまちをつくる

環境施策において、生活環境の保全や公害対策は、区民生活を支える良好な住環境を維持するうえで、普遍的な取組です。快適に暮らせる良好な生活環境の確保に向け、区民や事業者等への啓発活動や指導、環境美化活動の支援等の取組を推進します。

指標の現状と目標値

まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合を90%まで増やします。

道路交通騒音の環境基準達成率を100%にします。

適正管理化学物質の環境への排出量を年間5,000kgまで減らします。

光化学スモッグの注意報発令回数、0回を達成します。

主な取組

- ◆ 環境美化活動の推進
- ◆ 景観まちづくりの推進
- ◆ 大気汚染被害対策の実施
- ◆ 外来鳥獣等の防除



荻外荘完成予想図



区内全域歩きタバコ・ポイ捨て禁止ステッカー

基本目標Ⅴ

誰もが環境問題や自然との共生について学び、一人ひとりが行動できるまちをつくる

区民一人ひとりの環境に配慮した取組がライフスタイルの一部として浸透し、自然との共生に向けた行動につながるよう、あらゆる世代において、誰もが意欲的に学ぶことができる環境学習の充実を図っていきます。また、区、区民、事業者等様々な主体が相互に役割分担しつつ、協働して環境学習を実施していく仕組みづくりを進めます。

指標の現状と目標値

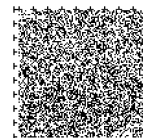
環境に配慮した取組を行っている区民の割合を100%にします。

主な取組

- ◆ 学校と連携した環境学習の推進
- ◆ 環境活動への支援
- ◆ NPO等の活動の推進



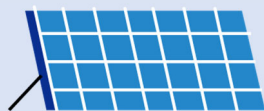
環境学習の様子



私たちにできること（環境配慮行動指針）

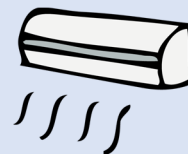
自然エネルギーを選択しよう

- 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 電力の購入先を選ぶ際は、再生可能エネルギー由来の電力を利用するよう努めます。



省エネ製品を選択しよう

- 省エネ型の照明や給湯器への交換、古いエアコンや冷蔵庫等の更新など省エネルギー型家電への切り替えを進めます。
- 自動車を購入・使用する際は、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない車を選びます。



環境負荷の少ない生活スタイルを選択しよう

- テレワーク、ノー残業デーなどに努めます。
- できるだけ自動車の使用を控え、公共交通機関を積極的に利用します。



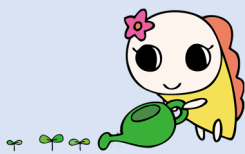
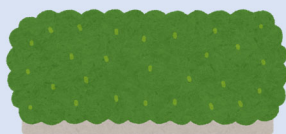
資源を大切にしよう

- レジ袋やプラスチック製容器等のワンウェイプラスチックを削減します。
- 食品廃棄物の削減に努めます。
- 資源とごみの分別を徹底します。



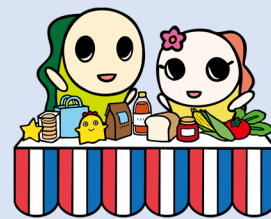
みどりを守り、育てよう

- 塀の生け垣やフェンスの緑化を行います。
- 屋上・壁面緑化を行います。
- 建築を行う際は、既存のみどりを保全し、新たな緑化に努めます。



地域のイベントに参加しよう

- 自然観察会等に積極的に参加し、生き物の保護に努めます。
- 区が主催するイベント等に参加し、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、再生可能エネルギーなどに関する知識の向上に努めます。



杉並区環境基本計画 令和4～12年度(2022～2030年度) 概要版

登録印刷物番号
04-0064

令和4年度(2022年度) 令和4年9月発行
編集・発行 杉並区環境部環境課 〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL (03)3312-2111(代)
※杉並区のホームページでご覧になれます。 <https://www.city.suginami.tokyo.jp>

